

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつ
き議決を求めることについて
(県道佐生今線損害賠償請求事件に係る和解について)

1 訴訟の概要

事件名・番号: 大津地方裁判所彦根支部 令和6年(ワ)第233号損害賠償請求事件
原告: 株式会社ラインズテック 代表取締役 中島卓
被告: 滋賀県
請求概要:

令和4年7月25日に、事故当事者(原告)が所有する車両が、県道佐生今線(東近江市今町地先)において、対向車を避けるため路側の側溝上を走行したところ、蓋が跳ね上がり、側溝に車両前輪が脱輪し、車両を損傷した事故が発生。

事故後、県は原告と示談交渉を行ってきたが、原告が賠償額に納得できず、国家賠償法第2条の規定に基づき、県を被告として損害賠償請求を行ったもの。

(請求金額 141万1705円)

2 訴訟の経緯

令和4年7月25日 事故発生

令和6年12月9日 提訴 令和6年(ワ)第233号 大津地方裁判所彦根支部受付

令和7年2月28日 第1回弁論準備～令和8年3月4日 第8回弁論準備

令和8年3月30日 裁判所から和解案の提示

5月8日 第9回弁論準備: 原告が和解案に応じる意向を示す

【次回】9月4日 第10回弁論準備

3 和解案の要旨

- ・滋賀県は、原告に対し、本件に関する損害賠償金として68万5000円の支払義務があることを認める。
- ・原告は、その余の請求を放棄する。
- ・原告と滋賀県は、原告と滋賀県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 今後の方針

- ・議会の議決を得られれば、次回の弁論準備手続き(令和8年9月4日予定)にて和解する。

【位置図】



【平面図】



【事故現場】



【事故車両】



損傷箇所

走行方向